

ミャンマー連邦共和国政府  
商業省  
連邦大臣事務所  
令状宣言書第 2/2011  
ネピドー、ミャンマー暦 1373 年 9 月 13 日  
(2011 年 12 月 23 日)

ミャンマー連邦共和国政府商業省は、1947年の輸出入監督法（仮）第3条（1）で認められている権利によって、輸入できる品目を変更する。

輸入許可品目変更の布告

1－ミャンマー連邦共和国政府商業省は、1947年輸出入監督法（仮）第3条（1）によって輸出入業者による輸入を禁止していた品目の中から、下記の品目を外国から輸入できる品目として変更することを決定した。

- (ア) 粉末調味料
- (イ) ソフトドリンク
- (ウ) すべてのビスケット
- (エ) 缶詰（肉、野菜の調製品）
- (オ) 乾麺

2－輸入禁止品目について、国内の主要な市場によって、あるいは状況に応じて適時、変更することを許可する。

ウー・ウィンミン  
連邦大臣  
商業省  
ミャンマー連邦共和国政府

レター番号-サカ-11/2-18/2011(36)  
ネピドー、ミャンマー暦 1373 年 9 月 13 日  
(2011 年 12 月 23 日)

通達先

- 1－ミャンマー大統領事務所
- 2－連邦政府事務所
- 3－国会事務所
- 4－連邦上級裁所
- 5－国家憲法法判廷
- 6－連邦選挙委員会
- 7－連邦全内閣省
- 8－連邦最高弁護士事務所
- 9－連邦最高監査役部門
- 10－市民サービスの選択と研修部門
- 11－管区または州全政府事務所
- 12－秘書、ミャンマー投資委員会
- 13－局総長、税関管理局
- 14－局総長、国内税金管理局
- 15－局総長、漁業管理局
- 16－局総長、収入出金予想金融管理局
- 17－局総長、計画検査と開発報告管理局
- 18－局総長、貿易指導管理局
- 19－局総長、境界貿易管理局
- 20－専務取締役長、ミャンマーと外国の貿易する銀行
- 21－専務取締役長、ミャンマー経済銀行
- 22－専務取締役長、ミャンマー農産物商売
- 23－専務取締役長、印刷と本出版作業にミャンマー広報に載せて宣言するように依頼で送信します。

最高役員、ミャンマー連邦共和国商人と工業手業の営業者総チーム

布告上

(トウアウンミン)  
事務室長